

令和 8 年 6 月 2 6 日

世田谷区国民保護計画の変更スケジュール等について

1 主旨

東京都国民保護計画の変更（令和 7 年 7 月）、国における国民の保護に関する基本指針の変更（令和 8 年 3 月）及び世田谷区地域防災計画の修正（令和 7 年）等を踏まえ、世田谷区国民保護計画を変更する。

2 国民保護計画の概要

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、外部からの武力攻撃や大規模テロに際して、国・都・区などが連携して迅速・的確に住民を保護するため、予め策定する計画をいう。

3 世田谷区国民保護計画の変更内容（裏面「世田谷区国民保護計画（変更版）（予定）」参照）

（1）国の基本方針の変更、東京都国民保護計画変更に伴うもの

- ①弾道ミサイル攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、航空攻撃、着上陸侵攻の順に事態類型の順序を変更し、大規模テロに限らず、現実的な脅威の留意点を明記
- ②緊急一時避難施設の指定の推進、避難行動の普及啓発、実践的な訓練の重視について明記
- ③他市区町村からの避難住民等の受け入れに関する事項を都計画に併せて明記
- ④今年度の都計画の変更内容の反映

（2）その他

区組織改正及び世田谷区地域防災計画修正に伴う文言整理、統計数値の更新等に伴う変更

4 変更の手続き

- （1）計画変更について世田谷区国民保護協議会に諮問し、審議を経て答申を得る。
- （2）変更内容について東京都と協議する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年	7～8 月	国民保護協議会委員・庁内意見聴取
	9 月	災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会（素案報告）
	9 月	東京都事前協議
	1 2 月	第 2 回国民保護協議会（計画案答申）
令和 9 年	2 月	災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会（計画案報告）
		東京都正式協議・決定
		災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会（決定報告）
	3 月	世田谷区国民保護計画（変更版）公表

世田谷区国民保護計画（変更版）（予定）

世田谷区国民保護計画（令和３年３月修正）	国民保護計画（変更版）（予定）	備 考
第１章 総論	第１章 総論	構成は旧計画を踏襲 内容は都計画の第１章に倣い、計画の「実効性」と「不断の見直し」を強調
第１節 区の責務、計画の位置づけ、構成等	第１節 区の責務、計画の位置づけ、構成等	
第２節 国民保護措置に関する基本方針	第２節 国民保護措置に関する基本方針	
第３節 関係機関の事務又は業務の大綱等	第３節 関係機関の事務又は業務の大綱	
第４節 世田谷区の概況	第４節 世田谷区の概況	最新の統計に基づき修正
第５節 区の国民保護計画が対象とする事態		
	第２章 想定する事態（新設）	旧第１章第５節を都計画に倣い独立させ内容を充実 （「弾道ミサイル」や「サイバー」など）
	第１節 想定する事態類型及び事態例	
	第２節 緊急処理事態に関する読み替え	
第２章 平素からの備え		旧第２章は都計画に倣い第６章に移項し内容を整理
第１節 組織・体制の整備等		
第２節 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え		
第３節 物資及び資材の備蓄、整備		
第４節 要配慮者の支援体制の整備		
第５節 国民保護に関する啓発		
第３章 武力攻撃事態等への対処	第３章：武力攻撃事態等への対処	①事態認定前等の対応の第１節は旧計画から引き継ぎ ②第２節以降は都計画の第３章に倣い国民保護法の記載順序等より整理
第１節 初動連絡体制の迅速な確立及び初動対応	第１節 初動連絡体制の迅速な確立及び初動対応	
第２節 区対策本部の設置等	第２節 事態対処の実施体制	
第３節 関係機関相互の連携		
第４節 国民の権利・利益の救済に係る手続き等		
第５節 警報及び避難の指示等	第３節 警報の伝達	
	第４節 避難の指示・誘導	
第６節 救援	第５節 救援	
第７節 安否情報の収集・提供		

R 3 世田谷区国民保護計画	国民保護計画（変更版）【案】	備 考
第 8 節 武力攻撃災害への対処	第 6 節 武力攻撃災害への対処	③第 8 節 他市区町村からの避難住民等の受け入れに関する事項の旧第 5 章内容を都計画に倣い移項し整理
第 9 節 被災情報の収集及び報告		
第 1 0 節 保健衛生の確保その他の措置		
第 1 1 節 国民生活の安定に関する措置	第 7 節 区民生活の安定に関する措置	
	第 8 節 避難住民等の受け入れ	経年変化事項の修正
第 4 章 復旧・復興	第 4 章 復旧等	
第 1 節 応急の復旧	第 1 節 応急復旧	
第 2 節 武力攻撃災害の復旧・復興	第 2 節 武力攻撃災害の復旧・復興	
第 3 節 国民保護措置に要した費用の支弁等	第 3 節 国民保護措置に要した費用の支弁等	第 3 章の末節（第 8 節）に移項、整理
第 5 章 他区市町村からの避難住民等の受入れ		
第 6 章 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処	第 5 章 緊急対処事態への対処	都計画に倣い、構成を整理
第 1 節 基本的考え方	第 1 節 緊急対処事態への対処	
第 2 節 初動対応力の強化	第 2 節 大規模テロ等の事態例ごとの対応の留意点	
第 3 節 平時における警戒		
第 4 節 発生時の対処		
第 5 節 大規模テロ等の類型に応じた対処		
	第 6 章 平素からの備え	5 章までの措置を実施するための平素の準備として都計画に倣い旧 2 章を移項、整理 (避難住民受入に関する事項は（6 節）は内容を検討し記載を決定)
	第 1 節 組織・体制の整備	
	第 2 節 避難・救援に関する備え	
	第 3 節 武力攻撃災害への対処に関する備え	
	第 4 節 訓練の実施	
	第 5 節 国民保護に関する普及啓発	
	（第 6 節 避難住民等の受け入れに関する備え）	